

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg / l)	環境基準値 (mg / l)	測定方法
一般項目	水温	-	-	日本工業規格 K 0102(以下「規格」)7.1 に定める方法
	水温	-	-	規格 7.2 に定める方法
	外観	-	-	規格 8 に定める方法
	臭気	-	-	規格 10 に定める方法
	透明度	-	-	規格 9 に定める方法
	透視度	-	-	海洋観測指針による方法
	pH	-	6.0～8.5	規格 12.1 に定める方法
	生活環境項目	0.5	2.0～7.5	規格 32 に定める方法
	BOD	0.5	1.0～10	規格 21 に定める方法
	COD	0.5	1.0～8.0	規格 17 に定める方法
	大腸菌群数	1	1～100	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「告示」)付表 8 に掲げる方法
	油分	-	50～5000	告示別表 2.1(1)備考 4 に掲げる方法
	窒素	0.05	0.1～1.0	告示付表 9 に掲げる方法又は規格 24.4 に定める方法
	全リン	0.003	0.005～0.1	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法
健康項目	カドミウム	0.001	0.01	規格 55 に定める方法
	全シアン	0.1	検出値	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格 54 に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格 65.2 に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表 1 に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表 2 に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表 3 に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表 4 に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格 K 0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	規格 43 に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格 34.1 に定める方法又は通知付表 6 に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は通知付表 5 に掲げる方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数 0.2259 を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数 0.3045 を、それぞれ乗じて求める。
 なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.01 mg / l とする。

区分	項目	報告下限値 (mg / l)	指針値 (mg / l)	測定方法
特殊項目等	フェノール類	0.01	-	規格 28.1 に定める方法又は自動分析(4-アミノアンピリン法)
	銅	0.01	-	規格 52.2 若しくは 52.4 に定める方法
	亜鉛	0.01	-	規格 53.2 若しくは 53.3 に定める方法
	鉄 (溶解性)	0.1	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 57.2 に定める方法又は規格 57.3 に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 56.2 に定める方法又は規格 56.4 に定める方法
	クロム	0.02	-	規格 65.1 に定める方法
	塩素イオン	0.5	-	規格 35.1 及び 35.2 に定める方法又は自動分析(チオソルホン酸法)
	クロロフィル a	0.1(µg / l)	-	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	-	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	-	規格 42 に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
	植物プランクトン	-	-	静置濃縮法により同定、計数
	動物プランクトン	-	-	プランクトンネット濃縮法により同定、計数
	水生昆虫等	-	-	目視により同定。科、属、種毎の固体数から計数
要監視項目	クロロホルム	0.006	0.06	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成 5 年環水規第 121 号（以下通知））付表 1 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.3	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	通知付表 2 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表 3 に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表 2 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	EPN	0.0006	0.006	同上
	ジクロルボス	0.001	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	-	同上
	トルエン	0.06	0.6	通知付表 1 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
		0.005	-	規格 59.3 に定める方法又は通知付表 5 若しくは付表 7 に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格 68.2 に定める方法又は通知付表 5 若しくは付表 7 に掲げる方法
	アンチモン	0.001	-	規格 62.2 に定める方法又は通知付表 8 に掲げる方法

28 別表 2 公共用水域水質測定結果表

[illegible]

[illegible]